

市道路線の認定について

市道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終止

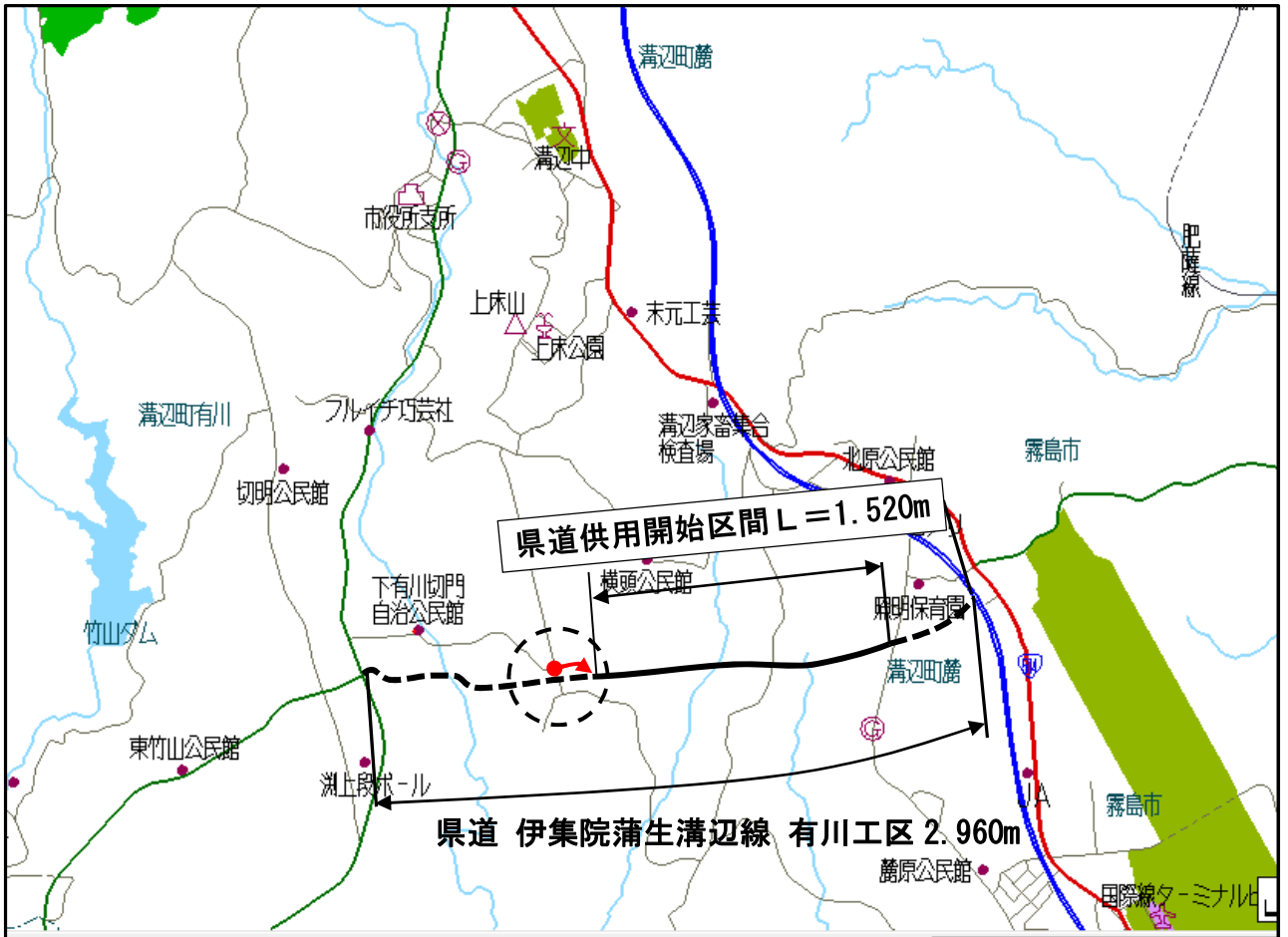
認定する路線

	路線名	起点 終点	重要な経過地等
1	水尻原1号線	霧島市溝辺町麓 霧島市溝辺町麓	

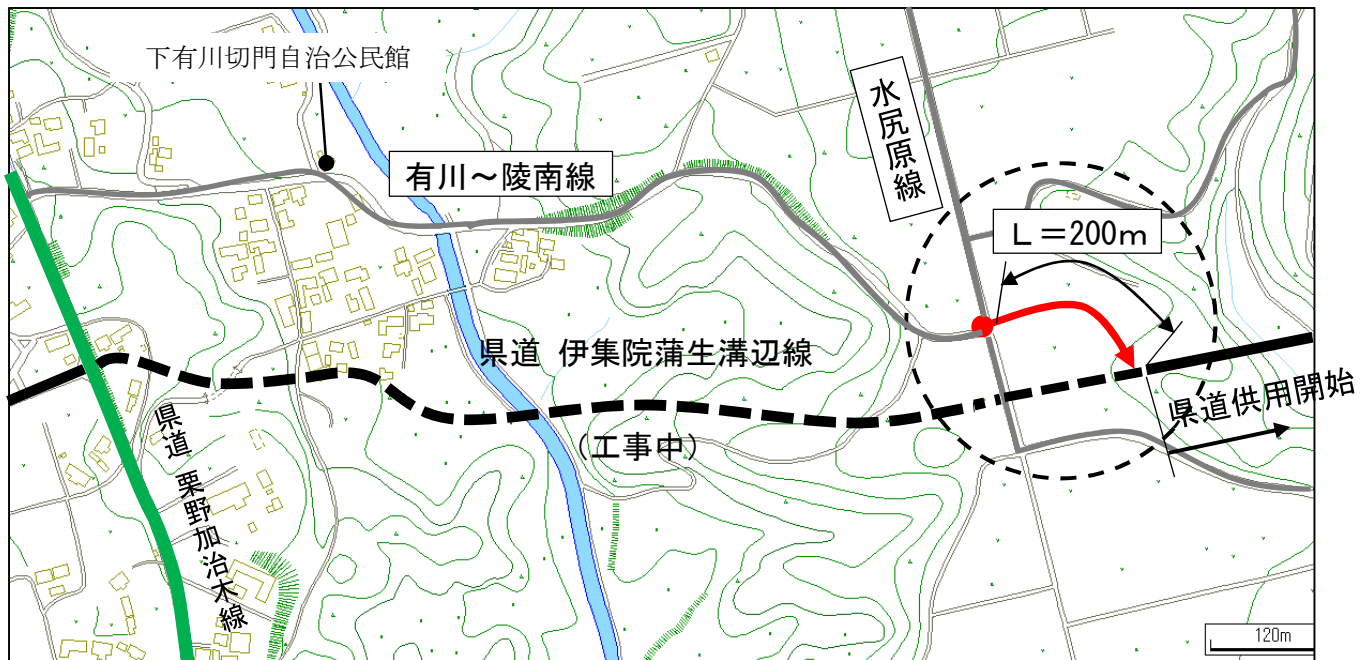
(提案理由)

県道伊集院蒲生溝辺線の一部供用開始に伴い、新設された取付道路を市道として維持管理するため、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものである。

○ 位置図 (溝辺町麓水尻地区)



○ 市道認定予定路線



供用開始される県道への取付道路 (新設道路)

市道有川～陵南線と市道水尻原線の交差点から、県道伊集院蒲生溝辺線の一部供用開始される区間との取付道路